令和3年10月8日 都市整備部都市政策課

# (仮称)青森市都市計画マスタープラン (素案)

令和 年 月青森市

# < 目 次 >

序章 <b>基本的な考え方</b>	1
<ul><li>1 策定目的</li></ul>	2
第1章 都市づくりの理念及び都市計画の目標	5
<ul><li>1.1 都市づくりの現状と課題</li><li>1.2 都市づくりの方向性</li><li>1.3 目指すべき都市構造</li><li>1.4 都市づくりの基本理念</li></ul>	52 55
第2章 全体構想(分野別方針)	59
<ul><li>2.1 土地利用の方針</li><li>2.2 都市施設整備の方針</li><li>2.3 都市環境整備の方針</li><li>2.4 防災性向上の方針</li></ul>	77 90
第 3 章 実現化方策	97
<ul> <li>3.1 戦略目標(1) 都市機能と居住の適正配置</li> <li>3.2 戦略目標(2) 交通網を活用した都市環境の形成</li> <li>3.3 戦略目標(3) 自然と調和した快適な都市環境の形成</li> <li>3.4 戦略目標(4) 災害に備えた都市環境の形成</li> <li>3.5 戦略目標(5) 持続可能な都市環境の形成</li> </ul>	103 106 109
参考資料	117
1 現状分析資料	118

## 序章 基本的な考え方

### < 章 目 次 >

1	策定目的	. 2
	計画の位置づけ	
	計画の目標年次	
	計画の対象区域	

#### 1 策定目的

「(仮称) 青森市都市計画マスタープラン」(以下「マスタープラン」という。) は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものです。

#### 【参考:都市計画法(昭和43年法律第100号)(抄)】

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並 びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基 本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

#### 2 計画の位置づけ

本マスタープランは、青森県都市計画マスタープラン及び本市総合計画基本構想の 内容に即するとともに、本市の各種計画との整合を図りながら、長期的な都市政策の 視点に立って、都市の将来像から土地利用・都市基盤施設等の整備方針を明らかにし、 都市計画の総合的な指針としての役割を担うものです。

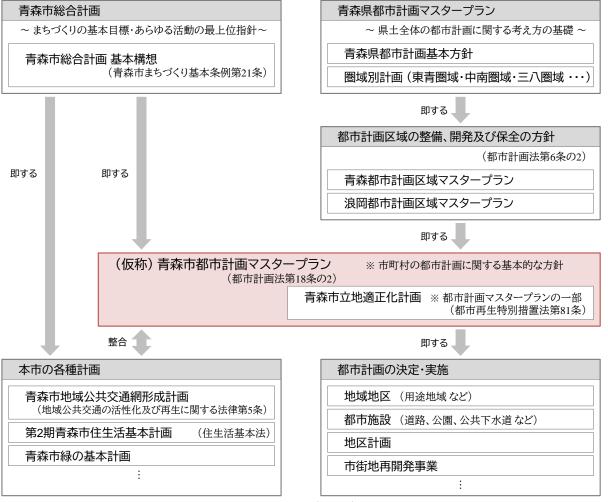


図 1 計画の位置づけ

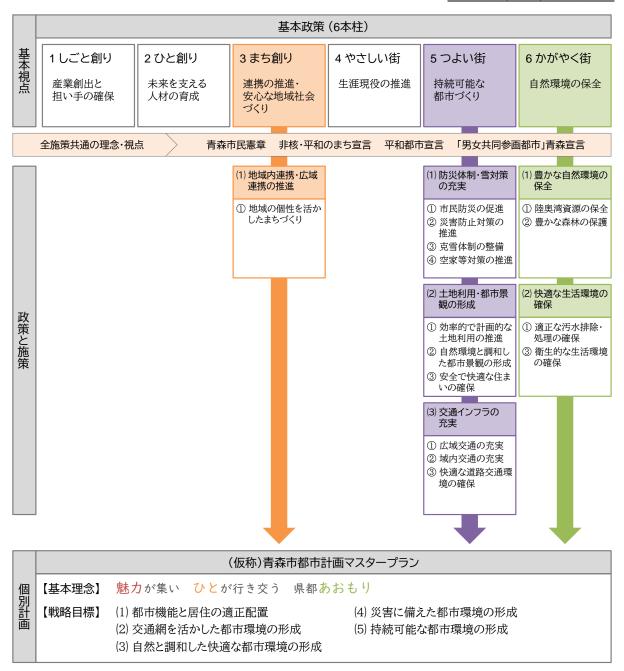


図 2 青森市総合計画前期基本計画との相関図

#### 3 計画の目標年次

本マスタープランは、長期的な視点で都市計画に関する基本的な事項を明らかにするものであり、基本構想 (ビジョン) として機能するよう、概ね 20 年後の令和 24 年度 (2042 年度) を目標年次とします。

### 4 計画の対象区域

本マスタープランの対象区域は、「青森都市計画区域」及び「浪岡都市計画区域」とします。

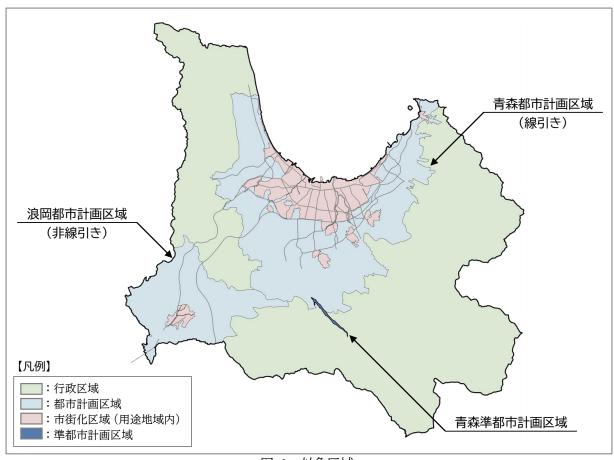


図 3 対象区域

表 1 対象区域の面積

2 1					
	面積(ha)				
名称	都市計画区域	市街化区域 (用途地域)	市街化調整区域 (用途地域の指定の ない区域)		
青森都市計画区域	23,774	5,011	18,763		
浪岡都市計画区域	7,744	321.6	7,422.4		

青森準都市計画区域	83
行政区域	82,461

※ 上表は青森県「青森県の都市計画(資料編)」(令和2年3月31日現在)を基に作成